



島根県報

平成18年3月31日(金)
号外第51号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

担い手法人育成対策利子補給金交付要綱	(農業経営課)	1
島根県農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(")	10

告 示

島根県告示第392号

担い手法人育成対策利子補給金交付要綱を次のように定める。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

担い手法人育成対策利子補給金交付要綱

(利子補給)

第1条 県は、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域農業の持続的な発展を図るため、次条の表に掲げる資金(以下「資金」という。)の融資を受ける農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた農業法人(以下「借受者」という。)に対し、予算の範囲内において担い手法人育成対策利子補給金(以下「利子補給金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(利子補給金の交付の対象となる資金の種類、利子補給率及び利子補給期間)

第2条 利子補給金の交付の対象となる資金の種類、利子補給率及び利子補給期間は、次の表のとおりとする。

資 金 の 種 類	利子補給率	利子補給期間
1 農業近代化資金(農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第2条第3項に規定する資金をいう。以下同じ。)	知事が別に定める率	資金の融資の日から5年以内
2 農業経営基盤強化資金(農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号。以下「公庫法」という。)別表第2第1号(1)に規定する資金をいう。以下同じ。)		

(利子補給金の額)

第3条 県が交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における資金(当該各資金に係る承認額の合計額が1農業法人当たり5,000万円を超える場合は、5,000万円以下の部分に限る。)につき、借受者が支払った借入金利子(延滞損害金を除く。)に対し、前条の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、当該借入金利子の額を当該資金の借入れの利率で除して得た金額に同表の中欄に掲げる利子補給率を乗じて得た金額とする。

(利子補給の申請の委任)

第4条 利子補給金の交付を受けようとする借受者は、担い手法人育成対策利子補給金交付申請に関する委任状(様式第

1号。以下「委任状」という。)により、農業近代化資金にあっては融資機関(島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則(昭和37年島根県規則第1号)第3条に基づく利子補給契約を締結した融資機関をいう。以下同じ。)に、農業経営基盤強化資金にあっては農林漁業金融公庫(以下「公庫」という。)に利子補給金の交付申請を委任しなければならない。

(利子補給金の交付の承認)

第5条 前条の規定により委任を受けた融資機関又は公庫は、担い手法人育成対策利子補給承認申請書(様式第2号)に委任状の写しを添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、担い手法人育成対策利子補給承認書(様式第3号)により融資機関又は公庫に通知するものとする。

(償還期限等の変更)

第6条 融資機関又は公庫は、貸し付けた各資金の償還期限等を変更しようとするときは、担い手法人育成対策利子補給変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、担い手法人育成対策利子補給変更承認書(様式第5号)により融資機関又は公庫に通知するものとする。

(利子補給金の交付申請及び支払)

第7条 融資機関又は公庫は、利子補給金の交付申請をしようとするときは、1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月31日までに、7月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の1月31日までにそれぞれ担い手法人育成対策利子補給金交付申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請に係る利子補給金の交付の決定をしたときは、当該申請書を受理した日から30日以内にこれを借受者に支払うものとする。

(利子補給金の打切り等)

第8条 知事は、利子補給金の交付を受けた借受者(以下「受給者」という。)が融資機関、公庫又は受託金融機関(公庫法第19条第1項の規定により業務の委託を受けた金融機関をいう。以下同じ。)から当該利子補給金に係る資金の繰上償還の請求を受けたときは、当該受給者に対する利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の義務等)

第9条 受給者、融資機関、公庫又は受託金融機関は、知事が利子補給金に係る資金の貸付けに関し報告を求めたとき、又はその職員をして当該貸付けに関する帳簿、書類等を調査させるときは、これに協力しなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、各資金の取扱い及び利子補給金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

2 この告示は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の承認がなされた利子補給金については、同日後もなおその効力を有する。

様式第2号(第5条関係)

担い手法人育成対策利子補給承認申請書

第 年 月 日
号 日

島根県知事

様

所在地
融資機関名
代表者氏名

印

下記の貸付について、担い手法人育成対策利子補給金の交付の承認を受けたいので申請します。

記

借入者名	取扱店名	利子補給対象資金名	事業内容	利子補給承認番号(決定番号)	承認日(決定日)	借入額(うち利子補給対象額)(千円)	貸付利率(%)	利子補給率(%)	償還期限(年)	据置期間(年)	償還方法	払込回数・期日
											元金均等・元利均等	年回・月
											元金均等・元利均等	年回・月
											元金均等・元利均等	年回・月
											元金均等・元利均等	年回・月
											元金均等・元利均等	年回・月

様式第 3 号 (第 5 条関係)

担い手法人育成対策利子補給承認書

第 年 月 日
号 日

様

島根県知事



さきに申請のあった担い手法人育成対策利子補給金の交付については、下記のとおり承認します。

記

借入者名	取扱店名	利子補給対象資金名	事業内容	利子補給承認番号 (決定番号)	承認日 (決定日)	借入額 (うち利子補給対象額) (千円)	貸付利率 (%)	利子補給率 (%)	償還期限 (年)	据置期間 (年)	償還方法	払込回数・期日
											元金均等・元利均等	年 回・月
											元金均等・元利均等	年 回・月
											元金均等・元利均等	年 回・月
											元金均等・元利均等	年 回・月
											元金均等・元利均等	年 回・月

様式第4号(第6条関係)

担い手法人育成対策利子補給変更承認申請書

第 年 月 日 号

島根県知事

様

所在地
融資機関名
代表者氏名

印

年 月 日 付 第 号で承認のあった担い手法人育成対策利子補給金の交付について、下記のとおり変更の承認を受けたいので申請します。

記

	借入者名	取扱店名	利子補給対象資金名	事業内容	利子補給承認番号(決定番号)	承認日(決定日)	借入額(うち利子補給対象額)(千円)	貸付利率(%)	利子補給率(%)	償還期限(年)	据置期間(年)	償還方法	払込回数・期日
変更前												元金均等・元利均等	年 回・月
変更後												元金均等・元利均等	年 回・月
変更理由													
変更前												元金均等・元利均等	年 回・月
変更後												元金均等・元利均等	年 回・月
変更理由													

(注) 変更後の欄は、変更があった項目のみ記載すること。

様式第 5 号 (第 6 条関係)

担い手法人育成対策利子補給変更承認書

第 年 月 日
号 日

様

島根県知事



さきに申請のあった担い手法人育成対策利子補給金の交付の変更については、下記のとおり承認します。

記 記

変更前	変更後	借入者名	取扱店名	利子補給対象資金名	事業内容	利子補給承認番号 (決定番号)	承認日 (決定日)	借入額 (うち利子補給対象額) (千円)	貸付利率 (%)	利子補給率 (%)	償還期限 (年)	据置期間 (年)	償還方法	払込回数・期日
													元金均等・元利均等	年回・月
													元金均等・元利均等	年回・月
													元金均等・元利均等	年回・月
													元金均等・元利均等	年回・月

(注) 変更後の欄は、変更があった項目のみ記載すること。

様式第 6 号 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

島根県知事 様

所 在 地
融 資 機 関 名
代 表 者 氏 名

印

担い手法人育成対策利子補給金交付申請書

担い手法人育成対策利子補給金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、 年度 期分の利子補給金
円の交付を申請します。

(注) 別紙を添付の上提出すること。

別紙

(No.)

担い手法人育成対策利子補給金交付明細書

(年 月 日 ~ 年 月 日分)

借 入 者 名				
借 入 年 度				
扱 店 名				
承 認 番 号 (決 定 番 号)				
承 認 日 (決 定 日)				
利 子 補 給 対 象 資 金 名				
借 入 額 (千 円)				
利 子 補 給 対 象 額				
貸 付 実 行 日				
償 還 利 息 (円)				
利 子 補 給 率 (%)				
利 子 補 給 額 (円)				
償 還 期 限				
据 置 期 間				
利 子 補 給 期 間				
利 子 補 給 金 受 入 口 座 名				
利 子 補 給 金 受 入 口 座 番 号				
備 考				

島根県告示第393号

島根県農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱（平成6年島根県告示第1040号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条中「及び企業的農業法人育成推進利子補給金交付要綱（平成14年島根県告示第384号）」を「、企業的農業法人育成推進利子補給金交付要綱（平成14年島根県告示第384号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる利子補給に基づく企業的農業法人育成推進利子補給金及び担い手法人育成対策利子補給金交付要綱（平成18年島根県告示第392号）」に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。